



図解でわかる
家族信託を使った
相続対策
超入門

〔監修〕 司法書士法人チェスター／チェスター司法書士事務所大阪

〔共同監修〕 円満相続を応援する士業の会

〔著〕 株式会社エッサム

はじめに

◇家族信託で家族の幸せを守る

人生100年時代が叫ばれるようになりました。

実際、男女あわせた平均寿命ランキングは日本が世界のトップとされていて、さらに今後も伸びていくと予想されています。

人生を長く楽しめるのは喜ばしいことです。しかし一方で、寿命が延びると別の問題も発生してきます。

ひとつが健康問題。

もうひとつがお金の問題です。

家族信託は、このお金の問題を解決できる手段として、非常に有効なものです。人生100年時代と言われる長寿社会を生きるための強い味方になりえるものとなっています。

家族信託は、2007年9月30日に施行された改正信託法により創設された財産管理のしくみです。まだ比較的、新しい制度と言えるでしょう。

そのためか、その内容についてよく知っている人は少ないようです。

家族信託を簡潔に表現すると、「家族間で行う信託」になります。家族による家族のための財産管理制度と言えるでしょう。生前の本人の幸せな生活のため、本人の死後の家族円満のため、財産を管理する便利な手法です。

◇家族信託は柔軟な制度になっている

家族信託のメリットとしてまず挙げられるのが、認知症などで判断能力が低下した後の財産管理です。

判断能力が低下すると、不動産の売却など契約ごとができなくなったり、預貯

金が引き出せなくなったりします。日常生活が円滑に営めなくなるばかりか、「自宅を売却して施設の入居費用にあてる」といったこともできなくなります。不動産の売却などは子が親に代わって行うことができせんから大問題です。

このようなとき、家族信託を利用してれば、信託の受託者（財産を託される人）が財産を管理・処分できるわけです。

家族信託は、相続対策にも活用できます。

たとえば家族信託には遺言機能もあるため、死後の財産管理・処分についても契約の中で定めることができます。遺言書よりも優れている点として、「二次相続」にも言及することによって、法的効力を持たせることができます。たとえば「自分の死後は自宅と預貯金を妻に、妻の死後は前妻の息子に」などと取り決めることができ、これは遺言書にはない機能です。法定相続人に縛られすぎず、本人の思いを実現できる制度と言えるでしょう。

その他、家族信託の便利な点はさまざまありますが、最大の特徴はその「柔軟

性」にあります。

「自分の財産をどうやって管理・処分するか」について考えることは、自分と家族の幸せを考えることでもあります。

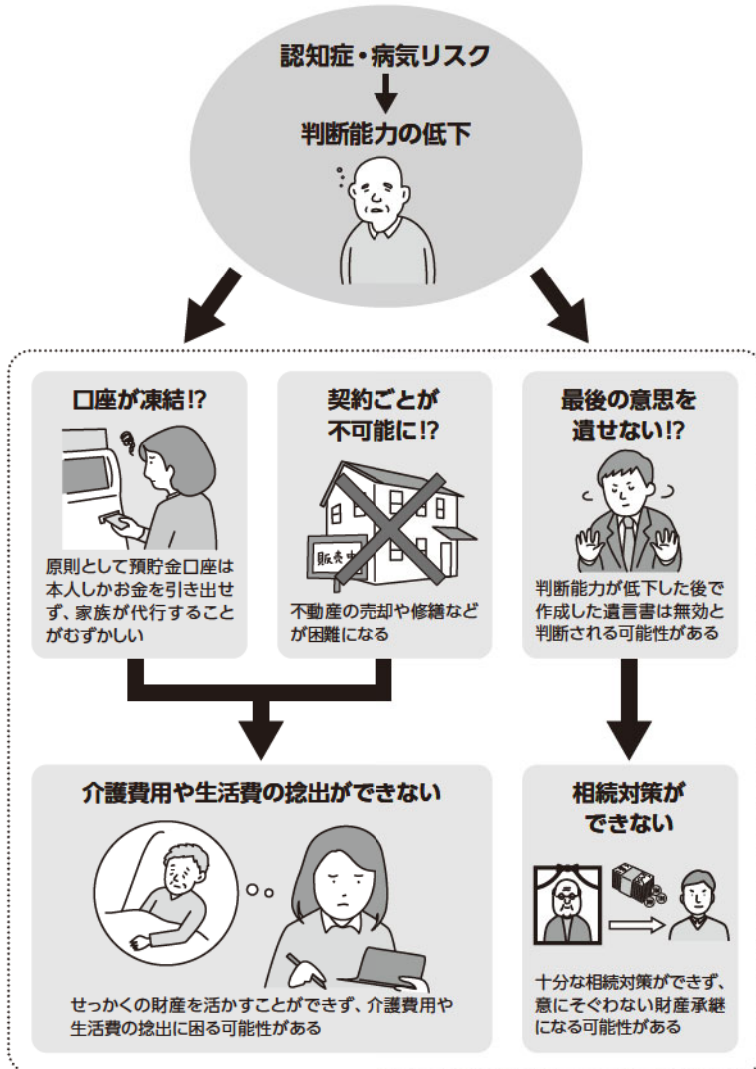
本書では、家族信託の基本的なしくみやメリットはもちろん、事例でみる信託設計、また相続税のあらましも紹介しています。

本書がご自身の今後の人生、またご家族の幸せな生活について考えるきっかけになれば幸いです。ご多幸をお祈りしております。



超高齢化社会の問題点

医療技術等の進歩により、平均寿命が伸びて長寿化している反面、認知症などによる判断能力の低下リスクがある。判断能力が低下すると所有する財産の処分や活用を行えなくなるため、介護費用の捻出に困ったり、十分な相続対策が行えなくなる可能性がある。



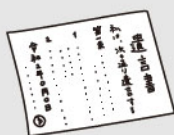
これまでの財産承継の主な方法

生前贈与



贈与の仕方によっては相続対策になることもあるが、不動産や自社株など高額な財産については贈与税の負担等でむしろ難しい面もあり、また判断能力が低下すると贈与ができなくなる

遺言



遺言書で自分の意思を遺すことはできるが、自分の相続についてのみで、二次相続以降の財産の承継先までは指定できない

生命保険



被保険者が死亡したら受取人に生命保険金が支払われるので、実質的に特定の人に財産を承継させることができるが、生命保険だけでは相続対策としては不十分

これまでの認知症対策

成年後見制度



判断能力が不十分な人のために法律面や生活面で支援する制度。裁判所から選任された成年後見人が本人に代わって契約や財産管理を行うが、自由に不動産を売却できないなど、使い勝手が悪い面もある

これらのマイナス面を
カバーすることができるのが
家族信託！



家族信託って何だろう？

家族信託とは、家族間で信託契約を交わすもの。

信頼できる家族に財産を託せるので、判断能力が低下した後の財産の管理・処分を心配する必要がなくなる。

また、死後の財産の承継先についても契約の中で指定することができる。

家族信託とは

信頼できる家族に財産を託すしくみ。
「信託法」に基づいた契約を締結する

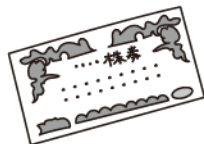
家族信託で信託できる財産例



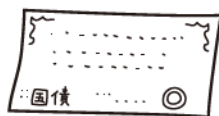
土地や建物といった不動産



現金・預貯金



自社株を含む非上場株式



上場株式や国債などの有価証券

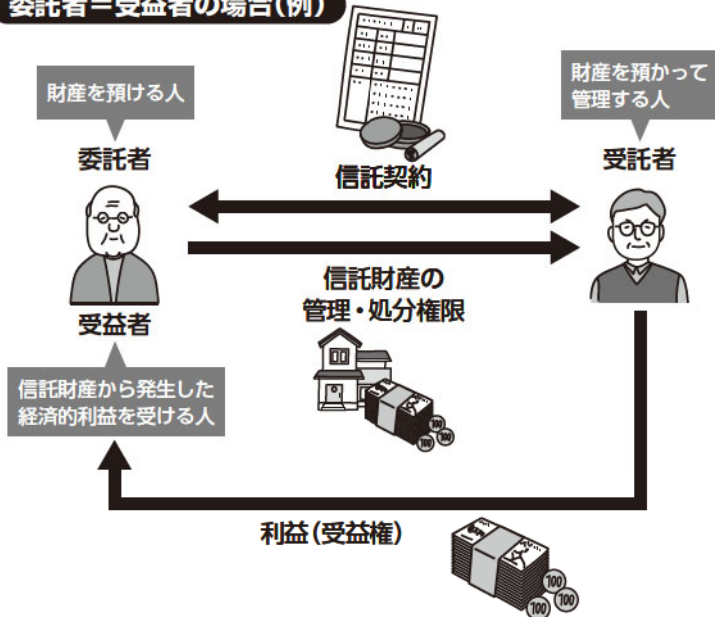


ペットなどの動産

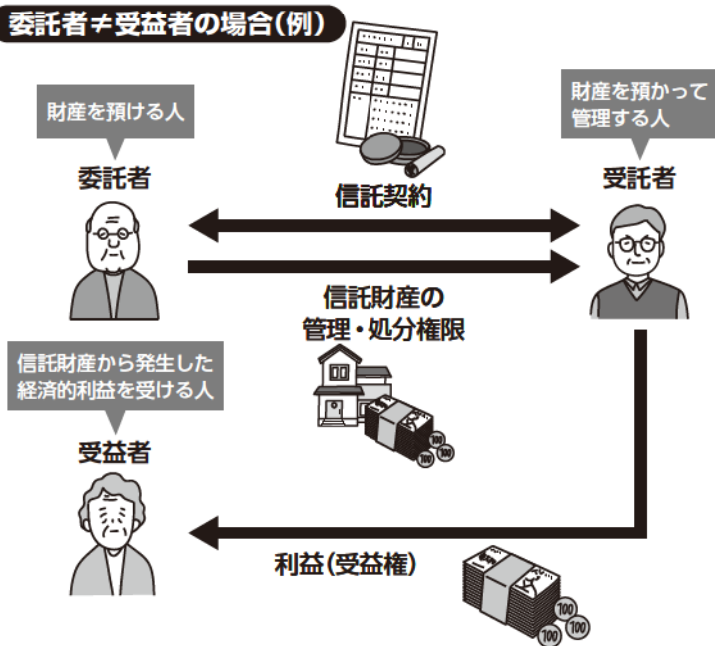


特許権・著作権などの知的財産権

委託者=受益者の場合(例)



委託者≠受益者の場合(例)



家族信託のメリット①



財産管理・処分を自由に行える

受託者には善良に、適切に信託財産を管理する義務等があるが、受益者のためである管理・処分であれば、基本的に自由に行うことができる。認知症等で支援が必要な人には成年後見制度があるが、こちらは投資等ができず、また本人のための支払いしかできない不自由さがある。

家族信託



目的

財産の管理・運用・処分および資産の承継等

財産を管理する人

信託契約で定められた家族や親族など(受託者)

受託者が自由に財産を活用することができる

入居者を増やすために建て替えしよう!



(例)収益アパートの建て替えなど思いきった運用も受託者の判断でできる

実家を売却して老人ホームの入居費用にあてよう



(例)受託者のみの関与で不動産を売却できる



本人死亡時は信託内容に従って委託者の希望どおりに財産を承継できる



受託者の報酬は信託契約で自由に定めることができる。無料でもよい

信頼できる人と家族信託を結べるなら
費用面、死亡後の面から見ても
成年後見制度よりメリットが多い

成年後見制度



目的

本人の保護・支援

財産を
管理する人

家庭裁判所が選任する
人、弁護士や福祉の専
門家などの場合も多い

財産はあくまで本人のために使い、現状維持が基本

アパートが古くなって
きたけれど最低限の修
繕しかできない

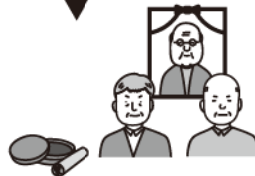


(例) 投資的な運用がで
きない

自宅を売却して介護
施設への入居費用に
しよう



(例) 本人のためなら資産
の売却もできる



本人死亡時は相続人等
が遺産相続や死後の手
続き等を行う



成年後見人等への報酬
が月額にして数万円かか
る。その他別途の費用が
かかることもある



数次相続に対応できる

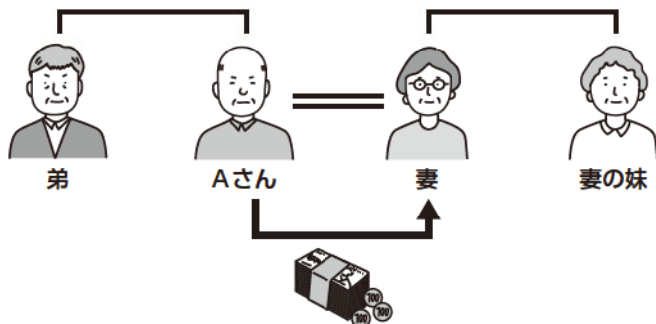
遺言書を遺すことで、財産の承継について自分の意思を示すことができる。遺言書は法的効力があるので、要件を満たした遺言書であればその内容どおりに承継されていく。しかし遺言書が法的効力を持つのは自分の死亡時のみ。2次相続、3次相続の際までは指定できないため、将来の財産承継について希望がある人には不便だ。

遺言書が効力を及ぼす範囲

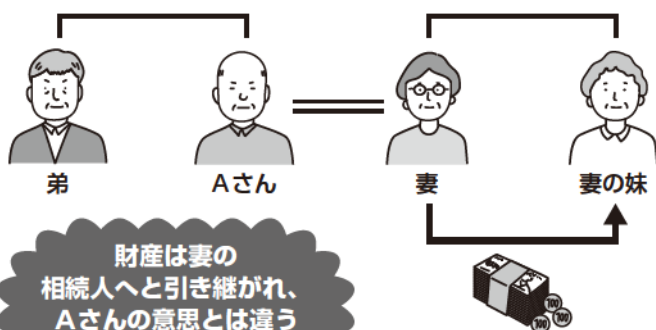
(例) 子供のいないAさん

自分の死後、妻が亡くなるまで自宅に暮らしてほしいが、妻の死後は弟に財産を引き継ぎたいと遺言書を作成していた

● Aさんの死後



● 妻の死後 (Aさんの遺言書が法的効力を持たない)



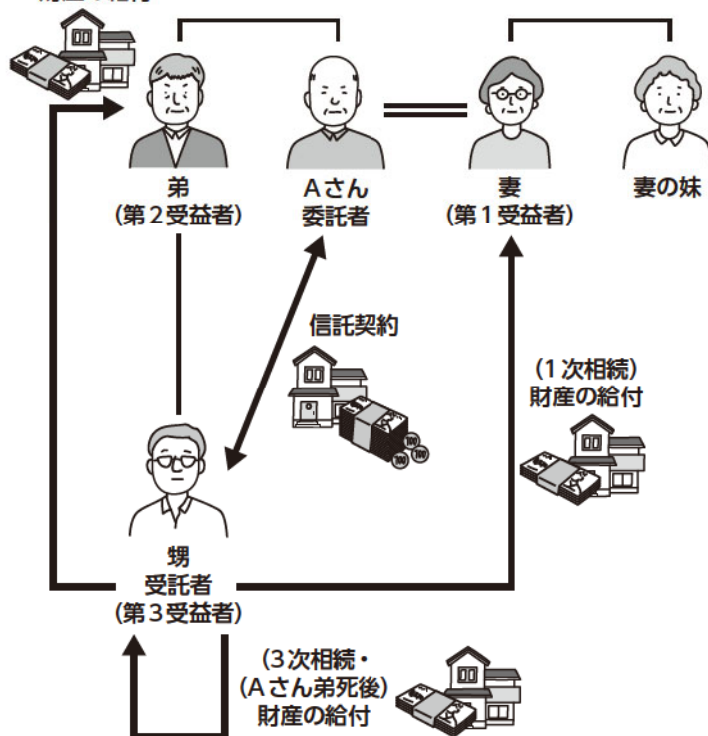
財産は妻の
相続人へと引き継がれ、
Aさんの意思とは違う
財産承継になる

家族信託なら2次相続、3次相続まで指定できる

(例) 子供のいないAさん

自分の死後、妻が亡くなるまで自宅に暮らしてほしいが、妻の死後は弟に財産を引き継いでほしいので、弟の息子(甥)を受託者にした信託契約を結び

(2次相続・
Aさん妻死後)
財産の給付



家族信託なら2次相続、3次相続…と
将来の財産承継についても
指定することができる



不動産の共有名義を避けられる

収益不動産を相続する場合、分割しづらいため、やむなく兄弟など相続人で共有財産とすることがあるが、トラブルが起きやすい。

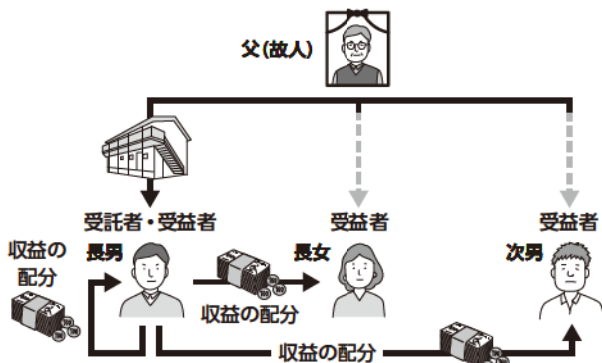
家族信託なら、相続人のうち1人を受託者として管理・処分等を任せ、ほかの相続人はそこから利益を受けることができる。

●不動産を共同所有する場合



収益は3人で分けられるが、建て替えや売却などは全員の合意が必要

●家族信託で受託者が管理・処分を任せられた場合



管理や処分は長男に託し、あらかじめ定めた分配に従って受益者に収益を配分

家族信託なら管理・運用・処分等が
受託者1人の判断でできる



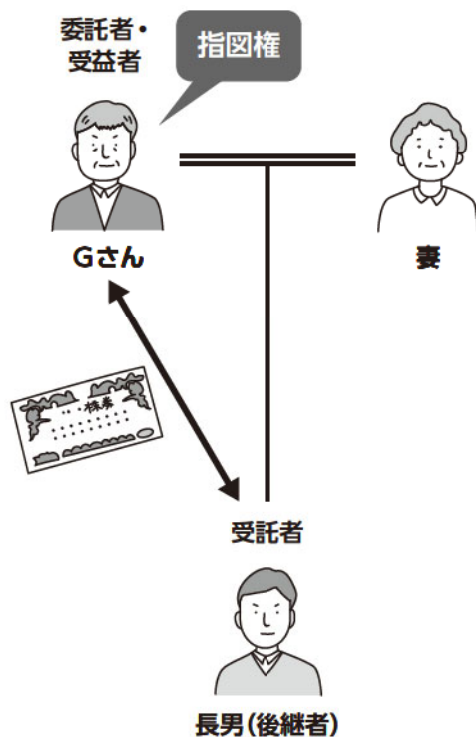
会社の後継者を 育てながら承継できる

会社の承継は、経営の実務承継と自社株の承継の両面がある。

自社株を承継してしまうと、もとの経営者が議決権を失ううえ、後継者が適任ではない等のトラブルが起きる可能性がある。

その点、自社株を信託財産として管理を任せると、トラブル時に信託契約を終了でき、また信託契約の中でもとの経営者に指図権を設定しておくことで、経営への影響力を残すこともできる。

●後継者を育てながら承継したい場合



後継者の成長を見極めながら
経営への関わりをコントロールできる



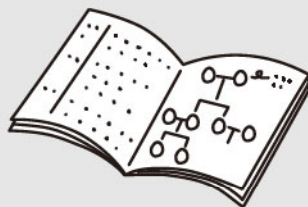
家族信託を 開始するまでの流れ

家族信託は信頼できる家族に財産の管理を委託するものだが、長期にわたって効力が及ぶ契約なので、専門家に相談したうえで、自分が置かれた状況に最適なしくみを作ってもらうことが大切。
内容によって、弁護士、司法書士、税理士等にチームで対応してもらえる。

1

専門家に相談する

資産の状況、現在の管理状況、家族・親戚関係など、あらかじめ相談内容をまとめておき、的確に伝えられるように準備してから相談に行くとスムーズでしょう



提案を受ける

2

専門家が自分に合う家族信託のしくみを提案してくれる。疑問点や気になる点があれば必ず質問する。手続きにかかる費用やスケジュールなども確認する

3

信託契約書案を確認する

同意した提案内容をもとに、専門家が信託契約書の案を作成してくれるので、内容が自分の希望に沿っているかどうかを確認する。修正点があれば伝える



実際に開始できるまで
1ヶ月～半年は必要。
時間にゆとりを持って行動しよう

公証役場で信託契約書を締結する

4



公証役場で信託契約書を公正証書にする手続きをする。書面に署名捺印する必要があるため、必要なものを専門家に確認して用意しておくこと

5

信託財産の手続きをする

信託財産が不動産の場合には信託登記手続き、預貯金の場合には信託口座の開設と入金などをして、受託者に信託財産として託す手続きをします



はじめに..... 2

超高齢化社会の問題点..... 6

家族信託って何だろう？..... 8

家族信託のメリット① 財産管理・処分を自由に行える..... 10

家族信託のメリット② 数次相続に対応できる..... 12

家族信託のメリット③ 不動産の共有名義を避けられる..... 14

家族信託のメリット④ 会社の後継者を育てながら承継できる..... 15

家族信託を開始するまでの流れ..... 16

家族信託って何？ なぜ必要なの？

- 1 超高齢社会が生み出す相続問題……………30
人生100年時代の到来
親族間の争いを避けるために
- 2 家族信託の基本的なしくみ……………34
委託者・受託者・受益者を決める
- 3 家族信託の機能①認知症対策① 判断能力低下後の財産管理……………37
家族信託の場合、財産の実質的な所有権は本人にある
- 4 家族信託の機能①認知症対策② 成年後見制度より大きな柔軟性……………40
成年後見制度とは
成年後見制度のデメリット
- 5 家族信託の機能②遺言 将来にわたって効力を持つ「遺言」……………43
遺言書の代わりになる
遺言書では対応できない数次相続に対応できる

第2章

家族信託の決まりごとを理解しよう

1 受託者の権限と義務を確認しよう

受託者になることができる人

受託者の権限

受託者の義務

2 受益者と受益権を確認しよう

受益者は受益権を持つ人

6 家族信託の機能③共有名義の回避 共有する不動産の問題解決

トラブルが起きやすい共有名義

家族信託で権利を分ける

7 商事信託と民事信託

信託には「商事信託」と「民事信託」がある

60

54

50

47

3

信託財産の種別ごとの手続き①

不動産は登記手続きをする

62

信託財産は誰のもの？

信託不動産の登記手続き

4

信託財産の種別ごとの手続き②

預貯金は信託口座を開設する

66

受託者名義の信託口座

受託者の個人名義で新規口座を開設する

5

家族信託を開始するまでの流れ

.....

70

専門家への相談は必須

1ヶ月〜半年が目処

6

家族信託に関する税金はどうなる？

.....

74

贈与税・相続税は？

所得税は？

固定資産税は？

譲渡所得税は？

不動産取得税は？

7 家族信託のデメリット

家族信託に向かないケースがある？

節税対策になるわけではない

手間と費用がかかる

80

家族信託のケースを見てみよう

1 認知症対策① 判断能力低下後の生活に備える

事例 母名義の実家を売却して母の介護施設入居費用にあてたいAさん

委託者を母にした家族信託を

預貯金も信託財産にしておく

遺言機能を持たせることもできる

84

2 認知症対策② 負担の重いアパート経営を息子に託す

事例 自分の判断能力が低下した後のアパート管理が気になるBさん

生前贈与に節税効果があるなら候補の一つ

成年後見制度の概要

90

成年後見制度のデメリット
家族信託で解決を図る

3

受益者連続型①

未来にわたって財産の承継を指定できる

101

事例 同居の次男と疎遠の長男がいるCさん

家族信託のメリットを最大限に享受しよう
信託監督人をつけることもある

4

受益者連続型②

障がいのある子供に生活保障できる

106

事例 障がいのある娘の生活が心配なDさん

長男を受託者にした家族信託を

5

自己信託

自分が委託者であり、受託者にもなれる

110

事例 健康に不安のある子供を持つ焼肉店経営者Eさん

家族信託のメリットを享受できる自己信託

税金の取扱いはいは？

6

事業承継対策①

長男に会社を継がせたい経営者

115

事例 自社株の承継に悩むFさん

中小企業の自社株は悩みのタネになりやすい

家族信託を活用するための相続・贈与の基礎知識

7

事業承継対策②

息子を経営者として育てたいなら

121

家族信託を利用した自社株の引き継ぎ

事例 息子がまだ若く、経験が浅いことに悩むGさん

Gさんに指図権を持たせる

後継者としてふさわしくないと判断したら？

1 相続人になる人を知っておこう

128

財産を引き継ぐ人を相続人という

財産の配分は法定相続分が目安

2 相続税の対象となる「財産」とは？

132

相続税がかかる財産とからない財産がある
借金等のマイナスの財産も相続される

3 「相続財産」とみなされるものもある

135

みなし相続財産とは

4 相続税の計算方法

基礎控除額は法定相続人の数で決まる

137

5 ささまざまな事情で変わる相続人

子供が亡くなっていたら代襲相続
縁組によって養子になった子供にも相続権がある
婚姻関係のない相手との子供は？
事実婚の妻は相続人になれる？

141

6 法定相続分が変わるケース

寄与分とは
法定相続人以外の寄与
生前贈与などを受けていた人は？

147

7 最低相続分を保証する遺留分

遺言書で相続割合が認められないことがある
家族信託での遺留分は？

152

8 配偶者が自宅に居住する権利を保護する(配偶者居住権)

配偶者だけに認められる配偶者居住権
配偶者居住権を消滅させたら？

155

9 自宅の相続には小規模宅地等の特例

小規模宅地等の特例は節税効果が大きい
小規模宅地等の特例(居住用)の計算方法
利用の仕方によって減額割合が変わる

159

10 自分の意思を伝える遺言書

遺言書は要件を満たす必要がある
遺言書の形式

164

11 財産をもらうと贈与税の対象になる

贈与税には2種類ある
暦年贈与とは
相続時精算課税制度とは

168

12 贈与税にも配偶者控除がある

174

一生に一度だけ使える特例

13 贈与の目的に応じた特例もある

マイホーム資金の贈与
教育資金の一括贈与

176

14 生命保険は相続？ 贈与？

税金は契約形態による
遺留分対策で生命保険を利用する

180

おわりに

184

円満相続を応援する士業の会

187



第 1 章

**家族信託って何？
なぜ必要なの？**

超高齢社会が生み出す相続問題

人生100年時代の到来

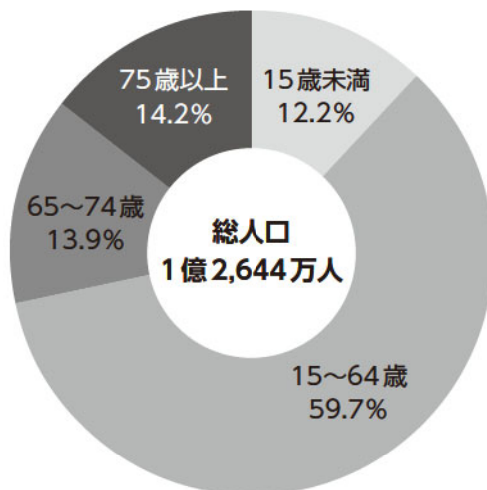
現在、日本の65歳以上人口が総人口に占める割合は28・1%、65～74歳人口が総人口に占める割合は13・9%となっています（令和元年版「高齢社会白書」）。総人口が減少を続ける中で65歳以上の増加傾向は続き、令和47（2065）年には、約2・6人に1人が65歳以上、約3・9人に1人が75歳以上という社会が到来すると推計されています。

また、日本人の平均寿命は今後も上昇すると推計されていて、まさに人生100年時代の到来を告げています。

この超高齢社会で問題となるのが高齢者の財産管理と相続問題です。

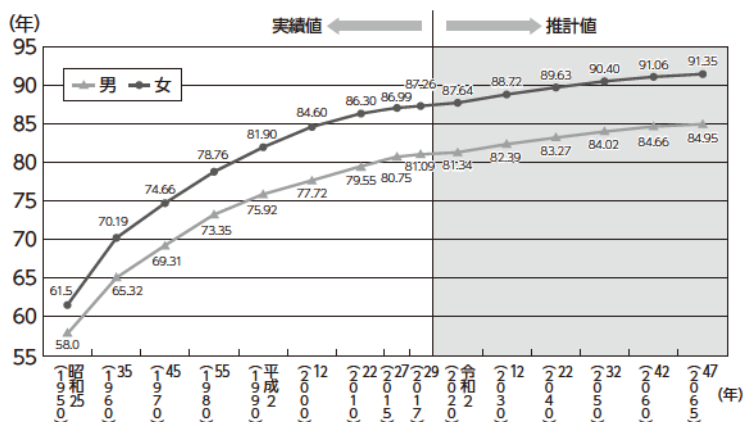
医療技術の進歩で平均寿命は延びる反面、認知症になる人も増えると予想されています。進行してしまうと日々の買い物も困難になりますし、そうでなくても判断能力が衰えると財産の

高齢化の現状(構成比)



*総務省「人口総計」平成30年10月1日(確定値)

平均寿命の推移と将来推計



* 1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2017年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

* 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である

管理や活用が難しくなります。

その結果、必要のない商品を大量に購入してしまう、悪徳な業者と不利な契約を結んでしまうなどの問題が出てくるわけです。もちろん、認知症などで一定の判断能力（意思能力という）を持たない人との契約は無効になる、認知症になると資産が凍結されて預貯金などを引き出せなくなるなどの決まりはありますが、一方で別の問題も出てきます。

たとえば、持ち家で一人暮らしをしていた高齢の親が認知症を患って施設に入居したため、「持ち家を売却したい」と考えるケースです。

子がすでに自宅を構えていたり、実家が老朽化していたりすると、空き家のままにするより売却を考えるのは当然ですが、たとえ実子であっても親の自宅を売却することはできません。同時に、判断能力が衰えた親が家を売却することもできません。

たとえ親が以前から「施設に入居することになったら家を売却してほしい」と話していたとしても、身動きが取りづらくなってしまうわけです。

親族間の争いを避けるために

超高齢社会では、財産管理も難しくなります。相続税対策がその一つです。

たとえば贈与税の基礎控除は年間110万円ですから、子供2人に毎年110万円ずつ、10年間贈与を続けると2200万円相続財産を減らすことができますので、生前贈与は相続税対策として非常によく使われています。しかし、平均寿命が延びると「今は財産があっても、これから先いくら必要か見積もれない」という心配で、生前贈与がしづらくなるわけです。

そうこうしているうちに思わぬ病気にかかったり、認知症を患ってしまうと、十分な相続対策がとれなくなってしまうでしょう。

それが原因で親族間の相続争いが発生してしまう可能性があるわけです。

最近では、ライフスタイルの多様化などで家族形態が変わってきています。たとえば離婚・再婚をした人の場合、異母・異父の兄弟姉妹がいたり、生涯独身の人がいたりして、対策をとらなければ遺族間の争いとなることもあります。

それ以外にも、健康を損ねた際の介護負担など、さまざまな原因で親族同士が争い、悲しい結末をもたらしかねません。

そこでできたのが「家族信託」という制度です。上手に利用すれば、超高齢社会を幸せに過ごし、死後も親族の幸せが継続する制度になっています。

家族信託の基本的なしくみ

委託者・受託者・受益者を決める

信託とは、その名前のとおり「信じて託すこと」です。信託にはいくつか種類がありますが、なかでも「家族を信じて託す」形態を「家族信託」と呼びます。

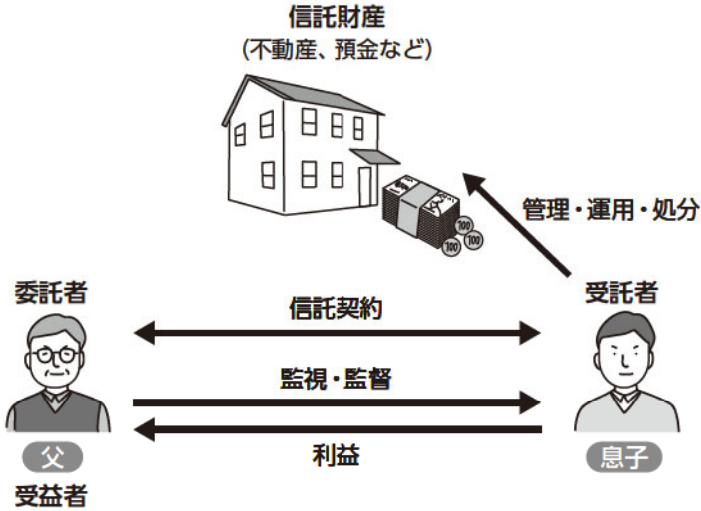
家族信託は、利用する人の状況に応じてアレンジしやすい制度ですが、基本的なしくみはシンプルです。

家族信託でもっともシンプルなのは、次の三者によるものです。

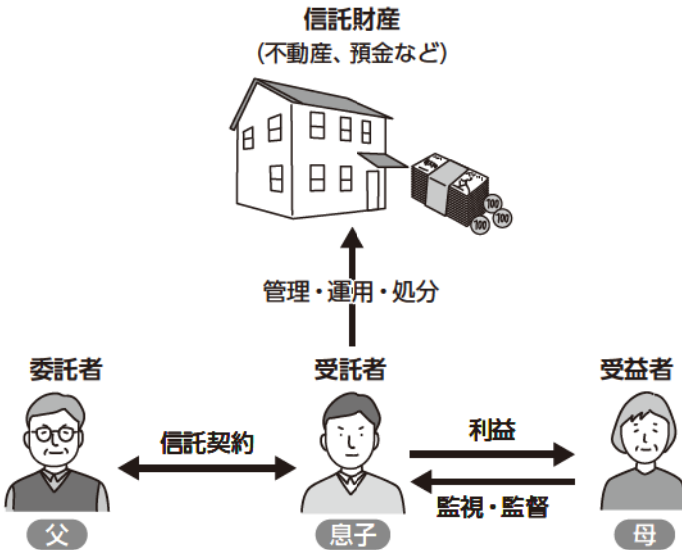
- 委託者……財産を託す人
- 受託者……財産を託される人
- 受益者……財産から生まれた利益を受ける人

家族信託の基本的な形態

●委託者＝受益者の場合



●委託者≠受益者の場合



たとえば、「将来、認知症になったときのために、息子に財産を管理してほしい」という場合を考えてみましょう。「病気で入院したり、介護施設に入ることになったりしたら、自分の自宅を売却して得たお金や預貯金から使ってほしい」と息子に託すようなケースです。

この場合、父親が「委託者」であり、息子が「受益者」になります。財産の管理・運用・処分については息子が行いますが、その利益や恩恵は父親が得られます。そのため父親は、「委託者」であると同時に、「受益者」でもあるわけです。

受益者が第三者になることもあります。たとえば「自分が認知症になったら、妻の生活費は自分の財産から使ってくれ」というようなケースです。

なお、委託者、受益者、受益者のほかに、「信託監督人」を置くこともあります。受益者が未成年者、判断能力が低下した高齢者などの場合、また第三者の監督を入りたい場合などに、信託監督人が受益者に代わって受益者を監督する役割を担います。信託監督人は、司法書士や弁護士などの専門家、また信頼できる親族に依頼するのが一般的です。

判断能力低下後の財産管理

家族信託の場合、財産の実質的な所有権は本人にある

すでに紹介したとおり、認知症などで判断能力が低下すると、不動産の売却などの契約ができなくなったり、預貯金が引き出せなくなったりします。このような状況を防ぐため、信託できる親族に財産を託すことで、適切な管理・運用・処分を行えるようにするのが家族信託です。

たとえば、父がアパート経営をしているケースを考えてみましょう。

認知症で判断能力が衰えると、契約はもちろんですが、修繕などの判断等、経営全般がむずかしくなります。「アパートが老朽化してきたから建て替えよう」「空室が増えてきたので外装の工事をしよう」「空室になった部屋に新しい設備を取り付けよう」など、アパート経営には何かと契約ごとが多いものです。

しかし判断能力が不十分と判断された場合、契約を結ぶことができなくなってしまいますの

で、事前に対策をしておきたいものです。

事前対策としては、家族信託で自分が保有しているアパートの経営を子供に託す方法と、子供にアパートを生前贈与して子供が自分のアパートとして経営する方法などがあります。

どちらも、経営の実務を担うのは子供であることは同じですが、一番の違いはアパートの実質的な所有権と、そこから生じる利益の受け取りです。

◇家族信託の場合

家族信託の場合、子供はあくまでアパート経営を任されているだけで、実質的な所有権は父にあります。受益者も父ですからアパート経営で得られる利益は父のものになります。そのため所得税や不動産の固定資産税などの納税も子供が代行しますが、支払いは父の財布からなるわけです。

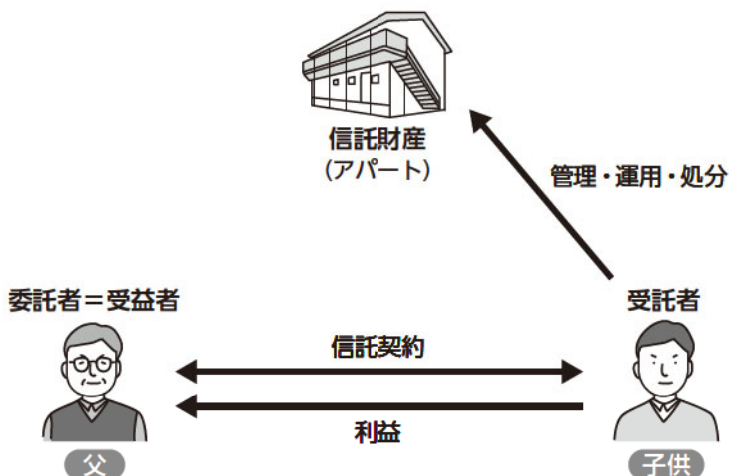
◇生前贈与の場合

一方で、生前贈与の場合、アパートの実質的な所有権が父から子供へ移ります。生前贈与は贈与税の課税対象となり、アパートから得られる利益は子供のものになるので所得税や固定資産税なども子供が自分の財布から支払うことになります。

また、少し心配なのが両親の生活費です。父がアパート経営の収入から生活費を賄っていた

アパート経営をしている場合の家族信託

●委託者＝受益者の場合



とすると、収入が減るというデメリットがあります。別で生活資金の目処が立っているならよいのですが、贈与税や不動産取得税などの各種税金も課税されますので、生前贈与は事前に十分な計画を立ててから行うようにしましょう。

なお、父の判断能力が不十分なケースでは成年後見制度（40ページ）を利用する方法も考えられますが、できれば事前に対策をして避けたほうがよいかもしれません。成年後見人は現状維持ができるもので、アパートの大規模修繕工事は投資要素があるとして認められない可能性があるからです。

成年後見制度より大きな柔軟性

成年後見制度とは

判断能力が低下した場合の財産管理対策としては、2000年に施行された成年後見制度も
あります。

成年後見制度とは、認知症や知的障がいなど判断能力が不十分な人のために、不動産や預貯金などの財産を管理したり、契約を結んだり、施設などの入居費を支払ったりすることを支援する制度です。成年後見人は本人の親族のほか、福祉の専門家や司法書士、弁護士などが、家庭裁判所で選任されることでなることができます。

成年後見制度には大きく「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

◇法定後見制度

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が判断能力が落ちた人の利益を考えながら、本人

の代理で契約などを行うことです。本人の判断能力の程度などによって「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、それぞれ代理権の範囲が定められています。

◇任意後見制度

本人の判断能力があるうちに、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に財産管理の代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。将来、判断能力が不十分な状態になった場合、家庭裁判所が選任する任意後見監督人のもとで、任意後見人が本人に代わって契約などを行います。

成年後見制度のデメリット

ここまででは家族信託との違いが見当たらないかもしれませんが、成年後見制度には利用しづらい面があります。主なものは次のとおりです。

◇財産の管理処分に時間と手間がかかる

たとえば自宅不動産を売却する際には、「入院や施設への入居費のために」などの理由を家庭裁判所に認められる必要があります。手続きに時間と手間がかかります。

また、預貯金が十分にある場合には売却を認められないケースもあります。

◇投資運用ができない

本人の自宅を売却して投資信託を購入するなど、投資運用は認められません。

◇家族などのために財産を使えない

成年後見制度は、本人を支援するための制度ですから、基本的には本人の家族のために財産を使うことはできません。本人の妻や子供、孫のためにお金を使えなくなるので、生活やレジャーなどにも支障をきたしてしまうかもしれません。

他にも、成年後見人となった人が自分のためにお金を使ってしまうなど、トラブルが起きることもあります。また、司法書士や弁護士が成年後見人になると、その費用も発生します。

これらの成年後見制度の利用しづらさが解消されるのが、「家族信託」と言えます。家族信託であれば、あらかじめ定めた信託の目的に従って、信託財産の受託者が本人の妻の入院費や孫の入学資金を出したり、自宅を売却したりすることができるからです。

将来にわたって効力を持つ「遺言」

遺言書の代わりになる

相続が発生した場合、原則として、相続人全員で行う遺産分割協議によって遺産の分配を決めます。この際に参考になるのが法定相続分です。

遺産分割協議は難航するケースもあり、親族の争いのもとになってしまうこともあります。ただし、被相続人（亡くなった人）の遺言書があれば、個人の最終意思として法的な効力を持たせることができます（遺言書の要件を満たす必要がある）。

実は、**家族信託にはこの遺言書のような機能があります**。信託契約で「遺産は誰に、どれだけ」と決めておくことで、遺言書と同等の効力を持つわけです。親族の争いごとを避け、自分の意思を伝えられるわけです。

遺言書では対応できない数次相続に対応できる

さらに、家族信託では、遺言書ではできない先々の相続まで指定することができます。

子供がいない夫婦の場合を考えてみましょう。夫には弟が、妻には妹がいます。主な財産は夫名義の自宅と預貯金です。

このような場合、**夫の法定相続分どおりに財産を分けると、妻が4分の3、弟が4分の1**になります。夫は自分の死後、妻にすべての財産を引き継いでほしいと思っています。そのため、その旨を遺言書に遺すことにしました。**原則として遺言書は個人の意思として効力を持ちます**から、夫が死亡した場合、妻にすべての財産を引き継がせることが可能です。

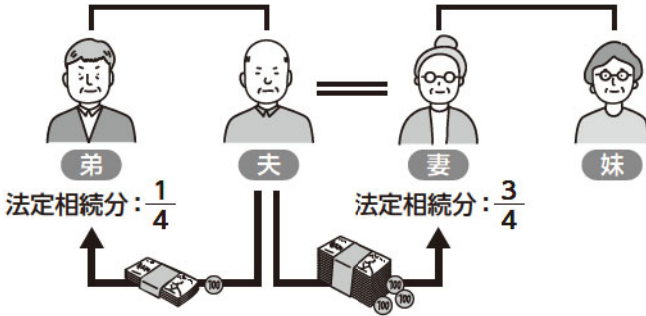
しかし、その後に妻が亡くなると、妻の妹が夫から相続した財産を含めて妻の財産をすべて相続することになってしまいます。夫は預貯金はともかく、自宅は先祖代々の土地ですから、妻の死後は自分の親族である弟に引き継いでほしいと考えています。

遺言書はこのようなケースに対応することができません。というのも、**遺言書は自分の死亡時の財産についてしか法的な効力を持たないから**です。

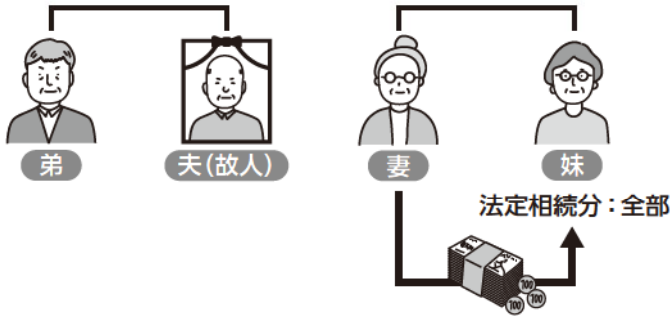
遺言書に「妻の死亡時には、妻が私から相続した財産は私の弟に相続させる」などと書くことはできませんが、それは本人の希望を伝えているだけで法的には無効です。

法定相続どおりの相続の場合

夫の死亡時

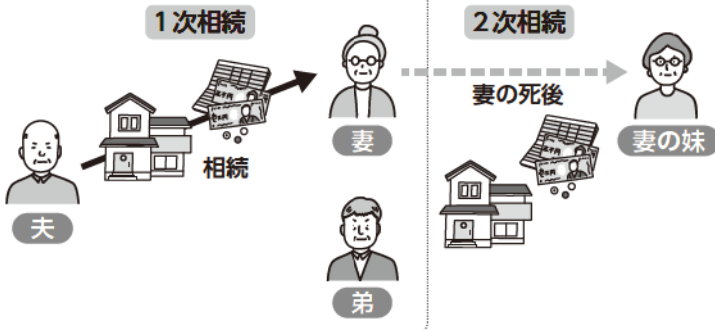


妻の死亡時



夫の遺言書が効力を及ぼす範囲

夫の遺言書の効力



もちろん、妻に「自分の死後は自宅を夫の弟に」という遺言書を書いてもらえば、夫の希望どおりになります。しかし、妻が夫の意向を引き継いでくれるとは限りませんし、いったんは書いても夫の死後に書き直すこともできません。

このように、遺言書だけでは夫の死後、妻が亡くなったときの2次相続以降まで対応することはできないのです。

一方、これが可能になるのが家族信託です。

家族信託の場合、2次相続、3次相続と、先々まで財産の承継先を決めることができます。

家族信託は信用できる家族に財産を託して、自分が望む管理をしてもらう個人間の信託だからです。先の例でいうと、「自分の財産はすべて妻に、妻の死後、自宅は弟に」などと指定することができるとは、

家族信託の機能③共有名義の回避

共有する不動産の問題解決

トラブルが起きやすい共有名義

不動産物件は相続人同士で分けづらい財産なので、相続争いを避けようと共有名義にすることがあります。たとえば、アパートを1棟持っていた父が死亡したため、3兄弟がそのアパートを相続し、共有名義にするなどのケースです。

ただし、**共有名義には問題が起きやすい面もあります。**

というのも、財産には「そこから発生する経済的な利益を受ける権利」と「使用したり、処分したりする権利」という両面があるからです。

先の例だと、アパートを共有名義にして、収益を3等分している間はよいかもしれませんが。しかし「古くなってきたから建て替えよう」「まとまったお金が必要だから売却しよう」などというとき、共有者全員の同意が必要です。3人のうち1人でも反対する人がいると、建て替

えたり売却したりができなくなります。

こうなると、たとえば「建物が古くて入居者が減ってきた」というときでも、建て替えができなくなります。入居者が減って利益が出なくなっても対処できないため、その財産が宝の持ち腐れになるわけです。

ほかにも、共有者同士の仲が悪くなってしまったり、共有者が行方不明になったり、共有者の死亡でそちらの相続争いが発生したりと、トラブルが起きやすいのが共有名義です。

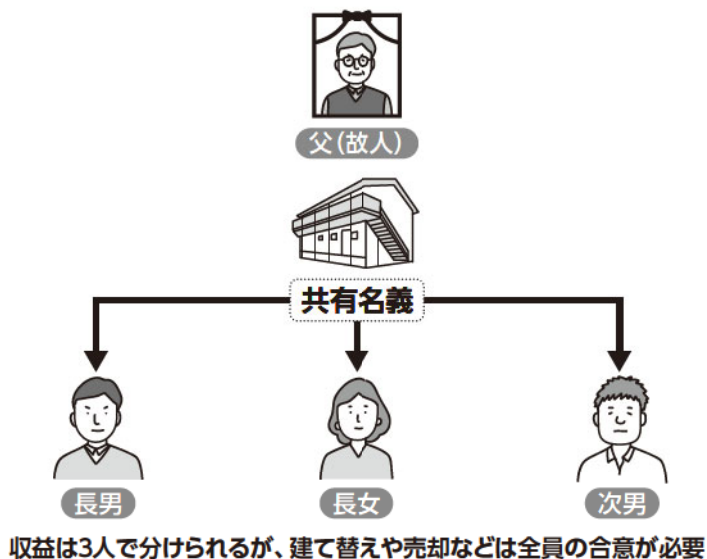
家族信託で権利を分ける

家族信託の場合、このようなトラブルを回避しやすくなります。

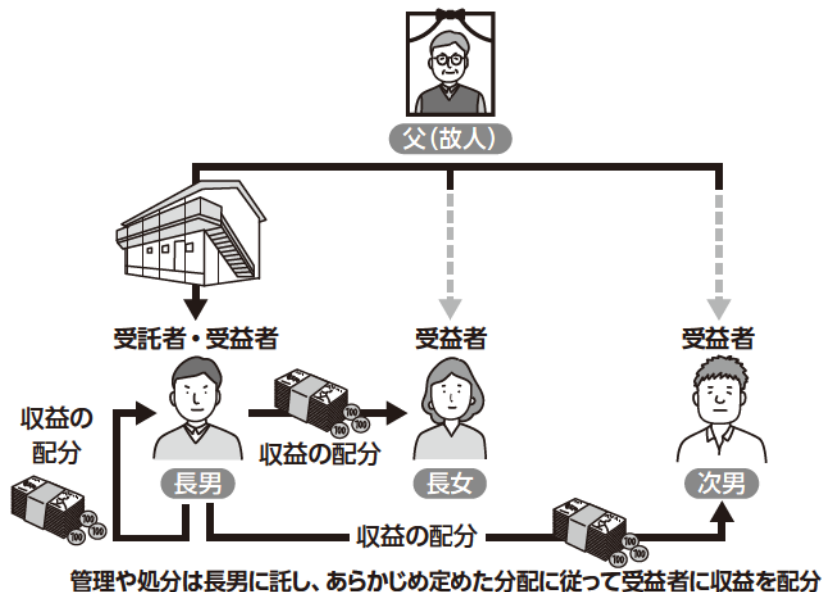
そもそも信託は、財産を「そこから発生する経済的利益を受ける権利」と「使用したり、処分したりする権利」に分けるものとも言えます。経済的利益を受ける権利を持つのが受益者で、使用・処分する権利を持つのが受託者です。

先の、アパートを1棟持つ父と、3兄弟の例で考えてみましょう。このような場合、**1人を受託者として管理・処分を託すと、建て替えや売却等については受託者1人で行うことができます。**一方、**受益者は3兄弟にすると、アパート経営から得られる収益は3人で分けられるわけです。**

不動産を共有名義の場合



家族信託の場合



商事信託と民事信託

信託には「商事信託」と「民事信託」がある

信託という言葉から、信託銀行や投資信託というイメージを持つ人もいるかもしれませんが、実は、信託には「商事信託」と「民事信託」があり、商事信託は信託業法に基づいて信託銀行や信託会社が行うものです。つまり受託者は信託業法上の免許を持つ金融機関または信託会社のみがなることができ、営利を目的としていますから必ず報酬が発生するのも特徴の一つです。

一方、民事信託の受託者は原則として誰でもなることができます。

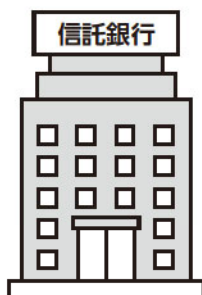
この民事信託の中で、「家族によって家族のために」行うものが「家族信託」です。

商事信託は、信託銀行や信託会社が担い手となりますので必ず報酬が発生します。また、利

商事信託と民事信託

商事信託

信託報酬を得るために、受託者が業務として行う信託。受託者は信託業法に基づいて信託銀行や信託会社になる



民事信託

誰でも受託者になることができる信託。営利を目的としない

家族信託

家族によって、家族のために行う信託



用にあたって一定額以上の財産が必要などの条件があります。そのため、形式が決まっています。これに対して、家族信託では、完全オーダーメイドでそれぞれの家族のニーズにしたがって自由にしくみを作ることができます。